

【論文】

# 知的障害者の多様な形態の地域居住を実現するための グループホームの役割

## ーグループホーム制度創設に関わる構造的矛盾と その克服に関する文献研究を通してー

堀内 浩美\*

**要旨**：本稿では、知的障害者グループホームの制度化の過程と、その機能及び役割と現状を先行研究から明らかにし、その上で知的障害者の多様な形態による地域での生活を実現するために、グループホームが果たすべき役割を検討した。

その結果、わが国のグループホーム制度は、入所施設不足の補完と福祉関連予算の縮小を意図しており、バックアップ施設の設置によって、地域生活の場でありながら入所施設と不可分であるという構造的な矛盾を生じたことが示された。また、グループホームにおける支援が、ホームにおける生活の支援にとどまっておらず、単身生活や結婚生活等の多様な地域居住の形態に展開していく支援が十分ではないことが明らかになった。

こうした課題の克服には、グループホームが地域の社会資源の活用や開拓、ひいては地域支援システムの構築を行い、グループホーム以外の地域居住の形態への移行を目指す通過施設としての役割を担う必要があると考えられる。

**Key Words**：地域支援システム，居住形態，単身生活，バックアップ施設

### I. はじめに

社会福祉基礎構造改革以降、「障害者の地域生活の実現」は現代の社会福祉施策における中心的理念のひとつであり、中でも、大規模入所施設から地域における暮らしへの移行、いわゆる脱施設化の流れは加速しつつある。その主な受け皿として、グループホームは現時点における障害者の地域移行のひとつの到達点となっていると言って良い。

---

2011年10月30日受付／2013年4月5日受理

\*神奈川県立保健福祉大学実践教育センター

2005（平成17）年の調査によれば、地域生活移行の中心である知的障害児者<sup>1)</sup> 54.7万人の内、76.6%にあたる41.9万人がいわゆる「在宅障害者」として地域で生活していた（厚生労働省 2006）。そのほぼ9割は家族等と同居しており、グループホーム／ケアホームで暮らしているのは2万人に過ぎなかった。しかし、障害者自立支援法が施行された2006（平成18）年度に約3.7万人であったグループホーム／ケアホームのサービス利用実績は、2009（平成21）年度には5.6万人にまで増加しており（厚生労働省 2010）<sup>2)</sup>、今後も増加していくことが見込まれる。

こうして見ると、グループホーム／ケアホームの増加、すなわち施設からの地域生活移行は大幅に進展してきたように思われる。だが、2005（平成17）年から2007（平成19）年の2年間に全国の入所施設から地域移行した9,344人の内、グループホーム／ケアホームに移行したのは42.1%に過ぎない（厚生労働省 2008）。更に、この2年間には退所者数とほぼ同じ数の入所があり、結果として入所施設の利用者数は0.3%の減にとどまっている。

つまり、グループホーム／ケアホームの増加は、決して脱施設化に直接結びついていないのである。このことは、ケアホームに入居している利用者の43.4%が自宅から入居している（三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社政策研究事業本部 2008）という調査結果からも、明らかであろう。施設入所者の地域生活移行の進展と並行して在宅者の新たな地域生活移行あるいは施設入所の需要が生じているのであり、グループホーム／ケアホームは単に施設入所者の「脱施設」ばかりでなく、在宅障害者の“移行先の「脱施設」”の受け皿としての役割も果していることを示している。

しかし、入所施設と在宅生活という異なる場の双方からグループホーム／ケアホームに流れ込む一方で、単身生活や結婚生活といった、グループホーム／ケアホーム以外の地域生活への展開は進展しているとは言い難い。国は、グループホーム／ケアホームに並ぶ地域生活の選択肢のひとつとして「アパート等での独立した生活」を挙げ、公営住宅や民間賃貸住宅への入居促進策を打ち出しているが、効果は芳しくない。事実上、知的障害者の居住場所の選択は「親と同居」「施設入所」「グループホーム入居」のいずれかに限定されている。更には、グループホームの（著しく増加しているとはいえ）定員に余裕がない中、グループホームに入るために（同法人の運営する）入所施設にまず入所する、といった本末転倒さえ生じているのが現状である。

これまで、知的障害者のグループホーム／ケアホームについては、その成立過程や制度から生じる課題や、提供されるべき支援、あるいは支援者である世話人に関する研究が多くなされてきた。しかし、その多くは「グループホーム／ケアホームで生活すること」に焦点を当てており、「グループホーム／ケアホームからそれ以外の地域生活の場への移行」に着目した研究は非常に少ない。

そこで、本稿では、グループホーム／ケアホームの役割や機能について改めて整理し、知的障害者の「多様な形態の地域居住」を実現するためにグループホーム／ケアホームが果たすべき役割について検討を行う。

「多様な形態の地域居住」とは、グループホームにおける共同生活以外にも、単身生活や結婚生活等の独立した世帯による居住生活を含めた、地域における主体的な居住生活のことを指すこととする。

また、障害者自立支援法上では、「グループホーム／ケアホーム」という呼称であるが、本稿ではここからは、同法成立以前に自治体や民間により取り組まれていたものも含めて、

住居・支援の形態としての「地域における共同生活支援」を指すものとして、「グループホーム」という呼称を用い、表記することとする。

## Ⅱ. 研究の視点と方法

知的障害者の生活の場を、集団生活である入所施設からより小規模な単位での地域生活へと、大きく広げたグループホームであるが、本来それは、地域移行を実現するためのひとつの手法であり、地域における多様な生活の場のひとつである。しかし現状は、在宅あるいは入所施設からの移行先の選択肢が増えたとは言え、そこから更に個別的な地域生活の場への広がりを持ちえていない。

グループホームから更に異なる地域生活の場を目指すというニーズを持つ利用者に対し、そのニーズが満たされていない、その要因を明らかにし、打開していくために、まず現在のグループホームの法制度上の位置づけを改めて明確にし、そこから現状の克服に向けて求められるグループホームの役割と機能を明らかにする。

本稿ではまず、わが国におけるグループホームの創設と制度化の歴史的経緯を概観し、法制度上の位置づけを明らかにする(第Ⅲ章)。次に、先行研究からグループホームの役割と機能、その発現としての支援実践における課題を明らかにする(第Ⅳ章)。その上で、知的障害者の多様な形態による地域居住についての理論枠組みを整理し、その実現のためのグループホームの役割について論考し(第Ⅴ章)、本稿で得られる知見を述べる(第Ⅵ章)。

研究方法にあたっては、データベース「CiNii」を利用した。2010年9月に「知的障害者」「グループホーム」をキーワードとして検索を行い、1995年から2010年までの文献200件を抽出した。それらの内、建築学関連の文献を除き、更に雑誌記事や資料等、学術論文ではないと思われるものを除いた結果、96件が研究対象となった。

以下、検討内容を、主要な文献を引用しながら記載する。記載にあたっては日本社会福祉学会の研究倫理指針に基づき、出典箇所を示し、引用であることを明確にしている。

## Ⅲ. 歴史的経緯と法制度から見たグループホームの課題

### 1. グループホーム前史としての1960年～70年代の知的障害者施策

第2次世界大戦後のわが国における知的障害福祉の施策は、1947年に制定された「児童福祉法」の下で18歳未満の障害児に対する施策として展開されており、知的障害児入所施設がその保護・療育を担ってきた。しかし、児童福祉法の対象外となった成人知的障害者に対する施策は全くなく、身体障害者の要求運動からも置き去りにされていた。当時の障害者施策は、1949年にわが国で最初の障害者関連法として制定された「身体障害者福祉法」の第1条が「この法律は身体障害者の更生を援助し、その更生のために必要な保護を行」うと謳っているように、この「障害者の更生」を原点としており、比較的軽度の知的障害者は社会的自立を目指し、重度の知的障害者は家庭介護を余儀なくされていた。

こうした状況下において、知的障害者の親たちによる「精神薄弱児育成会」(現在は「全日本手をつなぐ育成会」)が1952年に結成され、知的障害者に対する施策の充実を強く訴

えていった。国は、1953年に「精神薄弱児対策基本要綱」を定め、知的障害児施設の強化等を行い、その後の1960年にはわが国で初の知的障害者施策として「精神薄弱者福祉法」が制定された。しかし、同法では知的障害者を「保護」の対象としているのみであり、雇用促進法による就労援助の対象からも、国民年金法による所得援助の対象からも除外されたままであった。

これに対し、1965年には、精神薄弱児育成会による「精神薄弱者全国大会」の宣言において、「親亡き後の保障」を求める文言が掲げられた。「親たちが期待する施設の役割は、1950年代に見られた社会的自立をめざす一時的な更生施設の役割とは一変し、終生保護を意味して」（西村 2007：79）いたのである。その背景には、高度経済成長を背景として軽度障害者が低賃金労働力として社会参加する一方で重度障害者に対する施策は皆無に等しく、「入所施設に支援を求める以外に、何も支援策がなく、家族の扶養義務が課された家族が入所施設を切望するやむをえない状況があった」（井上・岡田 2007：3）ことに加え、既に当時の知的障害児入所施設で障害の重度化や年齢超過児（過齡児）の滞留が課題となっており、入所施設が不足していたことがある。

そうした世論に押されるように、政府の社会開発懇談会は1965年の答申の中で「全国コロニー網構想」を打ち出す。更に1967年には、従来の障害児入所施設の対象外とされてきた重症心身障害児の療育施設が設置されると共に、重度知的障害者については20歳を過ぎても知的障害児施設に在所できること、15歳以上の知的障害児についても知的障害者援護施設への入所を可能とすること、とする法改正が行なわれた。これは、障害者施策の児者一元化を図ったものであり、同時期に進められたコロニー建設の推進、すなわち施設収容主義の拡大と連動していた。

これ以降、国の政策は中軽度障害者のためにリハビリテーション施設を、重度障害者のためにコロニー網建設を、という大施設志向に転じ、1970年には「社会福祉施設緊急整備5ヵ年計画」が策定された。これにより、知的障害者入所施設の増設が全国で行なわれ、1970年に169ヶ所だった入所施設が、1975年には304ヶ所と2倍近くになっている。

一方、同じくこの頃から、在宅で生活する知的障害児者に対する施策の必要性が指摘されるようになり、1970年には「心身障害児家庭奉仕員事業」が開始された。これは、1962年に国庫事業化され、翌1963年に制定された老人福祉法において明文化された「家庭奉仕員派遣事業」に端緒を發し、1967年に身体障害者、そして3年後に心身障害児へとその事業対象を拡大する形で実施されている。現在のホームヘルパー制度の源流となるこれらの制度は、「それまでの生活保護法による金銭給付と施設収容中心であった福祉サービスに、在宅における福祉サービスの導入を図るという新たな展開であった」（橋本 2007:46）。

更に、1974年の中央児童福祉審議会による答申では、障害児について「家庭養育が自然の姿であり」「収容施設への入所は漠然と行われることは許されず」と述べた上で、「在宅対策の強化および在宅対策と施設対策の関係の強化」に言及しており、地域福祉への視点が示された。

しかし、これらの動きは、1971年の国連による「精神遅滞者の権利宣言」による影響を受けたものと言うよりも、1973年のオイルショックと景気後退による福祉見直し論の台頭及び在宅福祉優先の施策展開に沿ったものであった。また、景気の低迷は、税収減による財政縮小すなわち福祉予算の削減といった直接的な影響だけではなく、中軽度知的障害者の就職及び入所施設からの退所を困難なものとし、そのために入所施設の空きがなく入所

待機者が増加するといった間接的な影響をも生じさせた。在宅福祉への展開は、こうした入所施設不足に対する方策の一つとしての側面も持ち合わせていた<sup>3)</sup>。

## 2. わが国におけるグループホーム制度成立の経緯

欧米諸国においては、ノーマライゼーション理念を背景に、1960年代から脱施設化及び入所施設の解体、それに伴う地域における生活の場としてのグループホームの普及が進んできたが、わが国において障害者の社会的自立と地域生活の実現を図る具体的な施策としてグループホームが示されたのは、1980年代に入ってからのことである。

各地の自治体では、1970年代から、国に先駆けて知的障害者の地域生活を支える取り組みが始まっていた。名古屋市における共同作業所の設立(1969年)、横浜市の在宅障害者援護協会設立(1973年)等、障害者家族を中心とした実践は、1981年の国際障害者年によるノーマライゼーション思想の後押しを受け、各地で活発になっていく。

そうした動きを踏まえ、国は、厚生省(当時)心身障害研究費により、1978~79年度「精神薄弱者のコミュニティケア～福祉ホーム等小規模住居の実態と課題について」、1985~86年度「障害児家庭養育機能に関する研究(生活寮～グループホームに関する実態調査及び考察)」、1987年度「障害者の地域生活援助方法の開発に関する研究」と、継続的に研究を実施した。

そして、国はグループホームを1989(平成元)年に予算補助事業として制度化し、続く1990年に「精神薄弱者地域生活援護事業」として法定化した。この時、既に全国で18の都道府県・政令指定都市が、独自に小規模共同居住支援を制度化していた。

その後、1993(平成4)年の障害者基本法成立を皮切りに、「障害者プラン～ノーマライゼーション7か年戦略」(1995)、中央社会福祉審議会及び中央児童福祉審議会による意見具申<sup>4)</sup>、が次々と示される。そして2000(平成12)年の「社会福祉事業法等の一部改正」により、知的障害者福祉法はその目的を「知的障害者の自立と社会経済活動への参加の促進」(同法第1条)とし、利用者主体・地域福祉重視の理念を明示するに至った。

こうした経緯の中、グループホームの数的増加を図るばかりでなく、より社会の実態に即した地域生活支援とするべく、1995(平成7)年に入所施設(を経営する法人)に限定されていたバックアップ施設を通所施設にも拡大する要件緩和が行なわれた。更に、重度加算制度の創設(1996年)、社会福祉法人等による公営住宅使用を認める公営住宅法一部改正(1996年)、就労要件の撤廃及び運営主体の要件緩和(2000年)等の施策が次々と打ち出される。並行して、1989(平成元)年には「障害者ケアマネジメント体制整備事業」が制度化され、相談支援事業の推進が図られ、2000(平成12)年には知的障害者ホームヘルプ事業の対象者を中軽度障害者及びグループホーム入居者に拡大する等、この時期にわが国の知的障害者福祉においては、地域生活支援策の充実が図られた。

しかし、その間も入所施設の整備は進められていた。1995(平成6)年に策定された「障害者プラン～ノーマライゼーション7か年戦略」は、ノーマライゼーションの理念を前面に打ち出しながらも、同時に入所施設の増設を数値目標として掲げている。すなわち、1980~1990年代の障害者施策においては、入所施設とグループホームの両者が並行して増設されてきたのである。

こうした、一見矛盾する動きについて、小澤は「入所施設の基盤整備が始まったばかりのときに、ノーマライゼーション思想が入ってきたために、わが国では、入所施設の整備

と地域福祉サービスの整備という理念的に相反する2つの施策を同時に推進させることになった」(佐藤, 小澤 2010: 61)と説明している。また, 角田は, 1980年代初頭に「ノーマライゼーションを具現化する施策として, 在宅福祉・地域福祉が急速にクローズアップされ」ながらも, それは「1970年代によく施設拡充路線を定着させた日本にあっては, 『脱施設化』を意味しなかった。」(角田 2009: 203)と指摘している。

わが国のグループホームの源流は, 前述したように, 国が制度化する以前に各地で展開されていた小規模共同居住支援であり, その多くは, 地域の共同作業所に通う知的障害者の, 家族の病気や高齢化によって在宅生活の継続が困難になった時でも, 地域を離れた入所施設ではなく身近な地域で生活を継続していきたいという願いを叶えるために, 作られたものであった。

こうした実践が国によるグループホームの制度化につながっていくのだが, このことから, わが国におけるグループホームが少なくとも「入所施設の否定」を前提として出発した訳では決してないことがわかる。つまり, 入所施設不足への補完策—ある意味においては脱施設と言えるが—という側面と, 家族介護の補完策—地域生活の継続のための在宅支援—という両側面から進んできたのであり, “日本型グループホーム政策”とも言うべき特徴である。

### 3. グループホームの法制度上の課題

このように, 1980年代以降, ノーマライゼーション思想の台頭と共に進められてきた地域生活重視の施策展開は, 1999年に始まる社会福祉基礎構造改革を背景に, 入所施設増設の抑制という施策を伴うことによって, わが国の障害者福祉の柱となった。

だが, 基礎構造改革に伴う支援費制度導入による契約化, 自立支援法施行による利用者自己負担の発生, といった大きな変革は, 知的障害者の地域生活移行がその本質的な意義とはまた異なる, 政策的な意図によって推進されてきたと言って良い。すなわち, ノーマライゼーション理念に基づく, 当事者の主体性と自己選択・決定を尊重する暮らしの実現手法としてのグループホーム制度が, その実, 政策的な思惑として入所施設の不足及び福祉関連予算の縮小を図るための小規模・低予算処遇の方途となっているという点である。

2002(平成14)年の「障害者基本計画」に基づく「重点施策5か年計画(新障害者プラン)」が示す入所施設改革について, 峰島は「公的責任・公的財源保障の放棄・縮小, それによる利用者負担増あるいは処遇条件の低下をねらいとしている」(峰島 2003: 5)と指摘しているが, 元々, 基礎構造改革は国の財政赤字解消を目的とする財政構造改革を発端としており, 社会福祉関連費用の縮小をねらいとしている。こうした傾向を岩崎は「財源抑制のための日本型ノーマライゼーション」(岩崎 2005: 107)と評している。

だが, こうした財源抑制の影響は, 既に述べたようにグループホームが制度化された時点から生じていたと言って良い。その象徴とも言えるのが, いわゆる「世話人規定」である。角田は, 1980年代後半の障害福祉行政が「国家財政の危機認識を錦の御旗にして, 大規模な新規事業を立ちあげにくい状況にあった」と指摘し, その中で「GHを入所型施設と同規模の施策として制度化することは事実上不可能」であり, その解決策として設けられたのが「安価でかつ量的拡大を見込める労働力として対象化された」中高年主婦層(角田 2009: 207)を想定した非専門職としての世話人規定であると述べている。その結果, グループホームの人件費は安く抑えられ, 緊急時対応や専門性を補うためにバックアップ

施設という存在が置かれることとなった。

同時に、角田は、この「非専門職」という世話人規定が「バックアップ施設の管理・指導的役割を強め、GHがバックアップ施設に依存する状況をも生み出していく」(同:208)と述べ、「既存の施設とは一線を画すサービスとして構想されたGHは、逆に既存の施設に先導されるという矛盾」(同:207)を制度として抱えていると批判している。また、グループホームの経営が事業者本体法人の持ち出しによって支えられているという指摘もある(平尾2006)。これらの指摘は、入所施設からグループホームへと生活支援の形態を転換するために、入所施設の存在を前提としている、ある種のパラドックスが生じていることを示している。

このように、わが国のグループホームは「入所施設ではない地域生活の場」として制度化されたものの、その当初目的は入所施設の否定や解体ではなく、また、成立の過程の中で入所施設を必須のものとしており、知的障害者の地域生活における主体性の追求という観点においては、世話人規定やバックアップ施設の必置といった制度構造上の課題を抱えていると言えよう。

#### IV. 地域生活の場としてのグループホームの現状と課題

##### 1. 地域生活を実現するグループホームの小規模・小機能性

ノーマライゼーション思想を背景として「脱施設—大規模入所施設への反省」から出発したグループホームは、当然のことながら「小規模であること」「地域にあること(人々の生活圏から隔離されていないこと)」を絶対条件として課されている。そして同時に、入所施設と同様に、障害者が生活していく上で必要な支援を提供する場としての役割を担ってもいる。

グループホームとは、「生活を地域に拡張していくことや、ホーム内外で普通の暮らしができるような機能を持つハードウェア」(小松2004:213)であり、「①入所施設から地域社会への参加、②親元を離れての自立生活、③親亡き後の生活を保証する」(津田ほか2001:60)機能を持っていると考えられる。また、柚木(2002)はグループホームの機能として「地域福祉の確立をめざすホームとしての立場の堅持」から、利用者のニーズ充足と自由・自主の保障を挙げ、田中(2009)は、「24時間365日連続した支援が提供される運営体制」と「個の生活を担保する空間の保障」をグループホームの機能として挙げている。

一方で、田中は入所施設のイメージについて「生涯暮らし続けられる生活の場」であると述べ、「健康管理や医療的ケア、又濃厚な支援が必要な者にとっては、家族以外の暮らしや自立に向けた、積極的なイメージで考えられる場所」(田中2009:18)であるとしている。すなわち、入所施設からグループホームへ移行するということは、入所施設で得られる「健康管理や医療的ケア」や「濃厚な支援」が地域で得られる必要があるということになる。

武市は、在宅で生活している知的障害者による入所施設利用の申請を分析し、主に「①障害程度が重く日常生活でのケアが困難なため、②興奮・暴力あるいは窃盗行為等、本人の行動面での監護が困難なため、③本人の高齢化、または親の死亡や高齢化のため生活の

面倒をみる者が不在なため」(武市 2005 : 274) の3つであることを明らかにしている。すなわち、入所施設に代わる居住の場であるグループホームにも、これらの各側面に対する支援機能が求められているのである。

しかし、グループホームは小規模であるが故に、入所施設のようにすべての支援を自ら賄うことは不可能であるし、そもそも全ての支援＝関係性を自らの内部に包摂することこそが入所施設の閉鎖性を生じさせる一因である以上、そうした機能は期待されていない。つまり、グループホームという居住形態においては、入所施設の持つ様々な機能の分散化、外在化(すなわち地域化)が必然となり、それは「地域における支援システム」の構築が必須であるということに他ならない。

逆説的ではあるが、入所施設の大規模・多機能性が地域社会からの知的障害者の隔離(物理的にも精神的にも)を可能にしたのであり、グループホームの小規模・小機能性こそが、実態を伴う「地域生活」を実現し、「地域と関わりながら暮らす生活」を可能にするのである。

つまり、グループホームはあくまで「地域社会における居住の場」としての最低限の機能を有し、地域における様々な社会資源を活用しつつ知的障害者の地域生活を支えていく役割を負っているものと言って良い。それはつまり、家庭で生活する障害者が家庭外の社会資源を含む地域支援システムに支えられて生活を送るように、グループホーム入居者もまた、地域支援システムの支えによって生活していくということである。

しかし、グループホーム入居者が、障害者自立支援法において、家庭で生活する者と同じ「在宅障害者」とみなされている点については、「グループホームを居住の場としつつ、在宅サービスの一形態としているところに、本来は、住宅政策において対応すべき住宅問題を、社会福祉施策に組み込み、公共一般の代替を果たさせようとしている。」(船本 2003 : 12) という指摘もある。こうした指摘は、グループホーム以外に地域における居住の場を提供し得ずにいる我が国の現状に対する痛烈な批判でもあるが、一方ではグループホームが「家族介護」に代わる機能を内包した地域居住の場であることを示している。

## 2. グループホームにおける支援の重要性と課題

地域社会における居住の場としてのグループホームの機能は、そこで提供される支援によって具体化される。多くの研究者が、グループホームにおいても支援者と利用者のパターンリズミックな関係や地域交流の難しさから、ミニ施設化し、生活の仕方が類似の傾向を示す可能性があることを指摘している(河東田 2004)。それを阻み、グループホームの生活を地域生活足らしめるには、適切な支援の提供が必要である。

グループホームにおける支援は、「基礎となる生活援助(衣食住を支える生理的援助や精神的(支え)援助)の他に教育的援助や機材的援助、社会的援助などがふくまれ」、「利用者が生活を主体的に営むために必要な課題は何かを見出し、そこを援助すること」(小田 2003 : 31) が基本である。

この「主体的な生活」を実現するためのグループホーム支援について、小松(2002)は当事者のエンパワメントに力点を置く「本人の調整力」支援と、当事者の満足度の充足に力点を置く「ニーズの支援」に大別している。前者は当事者が自らの力でニーズを実現していけるようになることを目指した支援であり、当事者の変化と、より能動的なニーズ充足を目指している。これに対し、後者は「日常生活において役割を担わずに、自分のペー



スでのんびり暮らしたいという思いを重視することで、本人なりの暮らしを築くことへの満足感を高める」(小松 2002 : 113) 支援であり、より重度の知的障害を有する者にも適用可能な主体的生活像である。同様に、古井 (2007) は重度知的障害者のグループホーム支援は「生活実感をもって暮らすための支援過程」であるとし、「訓練的ではない方法」で当事者の生活行為を支援する必要があると述べている。

また、寺本は『『何かができるようになれば、次のステージに行ける』という“能力モデル”が通例である。自立生活を始めるにも、自立の練習をしてできるようになれば、という留保がつく。このやり方では、しかしいつまでたっても“できる人”と“できない人”を生み出してしまう。』(寺本 2008 : 282) と指摘し、自立生活の実現において重要なのは障害者本人の能力ではなく、周囲の支援体制であると述べている。

グループホームにおいて、こうした支援を提供する役割を担っているのは、世話人である。世話人に資格規定は設けられておらず、むしろ「非専門職」が良いとされてきた。それは、ひとつには施設的な、すなわち指導や訓練といった要素を排除し、非施設的な、「普通の家庭」を演出するためであり、そしてもうひとつには、前述したように、財政縮小の要請に応える廉価な労働力を確保するためである。

しかし、知的障害者に対する「本人主体を志向した支援」(薬師寺ほか 2007) の実践には、資格によって規定し得るか否かは別として、一定の専門的な知識や技術が必要であり(小松 2002, 田中 2006, 宮本 2009), それらが担保されなくてはグループホームの機能と役割が十分に発揮されることは難しい。

また、グループホーム及びその利用者が地域社会と関わっていく上で、地域住民の意識改革とグループホーム従事者の態度が地域交流の促進要因であることが明らかにされている(寺島 2010)。しかし、大塚が「知的障害者と地域との橋渡しが必要であり、そのためにはホーム自体が地域と孤立した状況にならないよう、行政も含めた包括的な支援体制が必要である。反面、支援体制が行き過ぎてしまうと管理体制に変化し、ホームが施設を小規模化したにすぎなくなってしまう危険性がある。」(大塚 2010 : 135) と述べているように、こうした間接支援とも言える地域社会との関係構築においても、知的障害者の主体性を損なうことなく適切な支援を行っていくためには、相応の技術を要する。

こうした課題に対応するために、緊急時対応や専門性を補う存在としてのバックアップ施設が規定された訳だが、このことは、法制度の枠組みや居住形態だけでなく、支援の内容においてもまた、グループホームが矛盾を孕んでいることを示している。すなわち、入所施設における集団処遇及びそこから生じる集団または施設職員の意思優先の支援、あるいは施設職員による専門職故のパターナリズムを排除すべく敢えて「非専門職」の世話人を支援者としたがために、むしろ入所施設の職員による支援を必須とせざるを得ないという構造的な矛盾が生じているのである。

### 3. グループホーム以外の地域居住への展開

繰り返し述べてきたように、グループホームの役割は「当事者の主体性を重んじた地域生活」であり、従来の入所施設とは異なる居住形態と支援を提供するものであるが、では「地域生活」の実現をいかに評価するかという点は大変難しい課題である。

定義や指標がどうであれ、当事者が満足できる生活であればそれを地域生活の実現であるとすることもできるだろうが、多くの研究が主として支援者に焦点を当てており、知的

障害当事者に焦点を当てた研究は少ない。その内のひとつである本田（2000）の調査によれば、グループホーム利用者の82%が今の生活に満足しているものの、将来展望として今のグループホームにずっといたいと答えたのは30%にとどまっており、グループホームの生活が現状においてパーフェクトであると捉えることはできない。

また、グループホーム入居者と家族同居者の比較調査には定藤ら（1995）が大阪で行ったものと、角田ら（2002）が東京都内で行ったものがあり、いずれの調査においても、グループホーム入居者の方が生活に対する満足感が高い結果となっている。しかし現時点で明らかにされているそれらの満足度や充足度が、いずれも施設入所者や家族同居者との比較であることに注意が必要である。単身生活者や結婚生活者との比較、あるいはそもそも障害者でない者との比較も必要であろう。知的障害を持つ者と持たない者との単純比較は、その理解力や表現力といった点から異論もあるかもしれないが、しかし知的障害者同士の比較だけでは、十分ではないだろう。

更に津田ら（2001）は、グループホームの実態について、利用者の重度化・高齢化に焦点をあてた調査を行っているが、その結果からは、調査対象グループホームの約半数が利用者に「より密度の濃いケア」が必要になった時のケア体制は不十分であると考えており、実際にそうした事態が生じた際には、世話人によるケア及びバックアップ体制の強化を行うのではなく、入所施設や自宅・病院へ移ってもらうと答えていた。

一方で、本来、地域における生活は多様な様式を持つものであり、グループホームはあくまでひとり暮らしや結婚生活、あるいは親等との同居といった様々な居住形態の中の選択肢のひとつでしかないことを看過してはならない。「本人が自分の望む地域で豊かな生活をおくることが地域移行の目的であって、ホームで暮らすことはその手段でしかない」（小松 2004：213）以上、グループホームが必ずしもゴールであるとは限らない。

先に述べた本田（2000）の調査によれば、グループホーム入居者の内、グループホームを出て暮らしたい者が27%、親やきょうだいと暮らしたい者が27%であった。また、定藤らの調査（1995）においては38.2%が、角田らの調査（2002）においては23.1%が、将来はグループホームを出て「結婚」「ひとり暮らし」といった生活を希望していた。

だが、グループホームから単身あるいは結婚生活へと移行した者を取り上げ、そこからグループホームにおける支援について論じた研究はほとんど見られない。グループホームからの転居者について調査を行った松永は、その転居理由が疾病や高齢化といった消極的な理由ばかりでなく、生活技術の向上や就労による単身生活への転進といった発展的理由も少なくなく、そうした転居者への継続的支援が不足していると指摘している（松永 2007）。また、京林ら（2005）が、転居が知的障害者本人のみならず、グループホーム自身の状況の改善を目的としていることが多いと指摘していることから、転居が必ずしも当事者の意向や状態のみを考慮したものではないことがわかる。

また、金（2002）は、グループホームで支援を受けている者の多くがアパート生活などを希望しているにも関わらず、我が国において単身・結婚生活を送っている知的障害者の数が先進諸国と比べて圧倒的に少ないことを指摘した上で、「結婚と単身生活の生活スタイルは必ずしもいわゆる『生活能力が高いもの』だけに限定されるものではなく、また共同生活の人たちに比べて地域生活能力が高いとは一概に言えない」（金 2002：128）として、支援体制の充実を訴えている。

このように見てくると、グループホーム利用者は概ね現在の生活に満足しているとはい

え、では「主体的に地域で生活している」という実感を持ち得ているかという点については明確にされていない。また、グループホーム内においては、主体性を重んじた生活が実現できているとしても、病気や加齢によって手厚い支援が必要になった場合には入所施設や病院への移行を余儀なくされる、単身生活や結婚生活への移行に向けた十分な支援が不足している、といった状況は、利用者が主体的に自らの生活の場を選び取ることが未だ容易ではないことを示している。

## V. 知的障害者の多様な形態の地域居住を実現するためのグループホームの役割

### 1. 知的障害者の多様な形態の地域居住についての理論枠組み

わが国におけるグループホームは、入所施設をバックアップ施設として位置づけることにより、地域生活の場でありながら入所施設と不可分であるというパラドックスを生じることとなった。入所施設の否定あるいは解体を当初目的としていないグループホーム制度が、既存の入所施設を大きな社会資源として活用しようとすることは、地域生活支援施策が十分でなく、更に財政的な裏打ちに乏しい状況においては、自然なことであったとも言えるし、また、入所施設を運営する法人が積極的にグループホームを展開する原動力ともなった。だが、そのことが『入れ物を先につくり援助者を置き、その条件を満たす人が入居するという施設主義の発想を脱していない。』『入所施設の構造的欠陥を地域の場にまで持ち込んだ。』という罪も持ち合わせていた。(蜂谷 2004: 30) のも事実である。

制度としてのグループホームが入所施設の不足にその端を発していた以上、当然の帰結とも考えられるが、そもそも知的障害者が地域で暮らすために必要な地域支援システムが構築されていない、その中で入所施設に代わる生活の場としてグループホームという形が用いられたのであり、地域における知的障害者の多様な居住形態を実現するための施策への展開は見られていないのが現状である。そしてそれ故に、現状において唯一とも言って良い「入所施設以外の」地域生活の場としてグループホームが著しい増加を見せているのである。

一方で、地域の在宅障害者及びその家族による運動から発生した「実践としてのグループホーム」は、地域における生活のあくまで一形態としてのグループホームであり、地域社会に対する問題意識が底流に存在したはずであるが、そこからの様々な地域ごとの実践を法制度に汲み取れないまま、「在宅の継続」ではなく「入所施設の代替」という側面を強めているのが現状であろう。

こうした中で、多様な地域生活の場を拡大していく上では、グループホームには従来から指摘されてきた「地域生活の場」すなわち「住まう場」としての役割だけでなく、「他の地域生活の場に向かうステップ」あるいは「他の地域生活の場へ送り出す機関」としての役割が求められると考えられる。しかし、グループホーム入居者が(一部であれ)、単身生活を希望しながらも実現できずにいる現状は、後者の役割が十分に発揮されていないことを示している。その理由もまた、これから明らかにしていく必要があるが、少なくとも現在のグループホームの多くが「グループホーム内の地域生活の実現」を行なうにとどまっており、「グループホーム外の地域生活」への支援を行うに至っていないのである。

世界的なグループホーム発展の背景にある脱施設化の流れは、大規模入所施設における

集団処遇に対する批判と、ノーマライゼーション思想によるノーマルな地域生活の希求から発している。そこから生じるノーマルにより近い生活—家庭的な規模の住居に住み、地域の生活圏域の中でそのコミュニティの一員としての生活—の実現、あるいは個別的処遇や自己選択・決定のための支援は、当然、支援を受ける利用者の障害程度や特性・背景により、その方法や方向性、あるいは目標とする生活様式は異なってくることとなる。しかし、利用者の特性や成育歴による支援類型は確立されていない。また、個別の知的障害者にとってグループホームでの生活がどのような意味を持っているのか、持つべきなのか、といった視座に基づいた支援の展開も十分ではないのが現状である。

先に述べたように、地域において単身生活や結婚生活等の多様な居住形態が確立されていない中で、こうした知的障害者にとってのグループホーム生活の意味を検討することは、知的障害者の地域生活におけるニーズを明らかにし、彼らの望む生活を実現していく上で重要なことであると考えられる。障害者ひとりひとりに応じた、グループホームを含む多様な地域生活の場を選択できるようにするためには、グループホームが終の棲家となる場合、あるいはそこ以外の地域生活の場への通過点となる場合等、障害当事者によって異なるであろうその意味付けを明らかにし、それぞれに応じた支援内容についても検討していく必要があるだろう。そして、それがひいては、地域社会に合わせた障害者の生活の形ではなく、個々の知的障害者を出発点として地域社会を形成していく過程へとつながっていくのである。

柚木は「ここでの生活が一層高次の『自立』のための何らかの訓練、教育の場であると考えてはならない。ここがさしあたり最上のゴールなのである。」(柚木 2002 : 95)として、居心地の良い家庭のような空間であるべきであると述べている。こうした主張は、グループホームが入所施設化しないための重要な条件のひとつである非訓練的、非支配的な支援、すなわち本人意思の尊重という視座に立ったものであり、また、現在の障害者の自立生活概念の根底を成す「能力主義の否定」を示すものであるが、しかしこのことがグループホーム以外の地域生活に向けた支援の否定に直結するものではない。あくまで本人意思の尊重に基づくならば、グループホームからそれ以外の地域生活への場へ向かうための支援—あるいは支援システムの構築—はグループホームにおいても重視されるべき機能である。

## 2. 多様な形態の地域生活を実現するためのグループホームの役割

地域における知的障害者のライフステージに応じた生活を、グループホームだけでない多様な形態の地域居住で実現するには、地域社会において様々な支援を提供できる体制が整えられる必要があり、それは、先に述べた「入所施設の持つ様々な機能の外在化」、更には脱施設化と共に多く議論されている「入所施設の地域化」を含むものである。しかし、現状のグループホーム及びバックアップ施設がグループホーム内における地域生活しか実現できていないとすれば、グループホームはそれ以外の生活の場に波及する規模を持つ地域支援システムを未だ獲得しておらず、バックアップ施設からの独立性も十分ではないと言えるのではないか。

グループホームはあくまで暮らす「場」であり、その生活を支える資源（例えば就労や医療を受ける場、外出に必要なガイドヘルパー、顔なじみの店、等）が必要である。これらの資源を、フォーマル・インフォーマルを問わず、重層的に地域に張り巡らされたシス

テムとしていくためには、グループホーム自身が地域により多くの資源を求め、開発することが求められており、それがひいては障害者が単身でも暮らせる地域社会の実現につながるのである。

とは言え、グループホーム自身に、ホーム外に居住する知的障害者への支援を直接提供する機能が求められている訳ではない。あくまで、グループホーム以外の地域生活への支援を可能とする地域支援システムの構築が求められているのである。グループホームが「グループホーム居住者の自己決定に基づく主体的な生活の実現」を果たすプロセスにおいて、地域の社会資源の活用、ひいては地域支援システムの構築が行なわれるべきであり、その上で次のステップへの移行が行われなくてはならない。

もちろん、グループホーム以外の地域生活への移行及びその支援を行う力がグループホームに不足している中であっても、バックアップ施設の機能の拡大、あるいはグループホームへの影響力の増大によってこうした機能が発揮されるのではなく、地域の様々な社会資源を開発あるいは再構成することにより実現されていく必要がある。こうしたプロセスと支援体制の確立は、すなわちそれは、グループホームのバックアップを一施設が担うのではなく、地域の複数の関係機関がシステムとして担う体制の獲得であり、グループホームのバックアップ施設からの独立性の確保にも資することとなるだろう。

最後に、こうした資源開発や支援システム構築にあたっては、地域社会の側にも課題があることを述べておく。これだけグループホームが地域に広がった今も、地域の無理解や偏見により、ホームの建設を断念するケースは少なくない。更に言えば、峰島がグループホーム利用者の地域生活の貧困さについて、「グループホームの入居者だけが、身近に利用できる地域の社会資源がない、という原因からきていることだけでもない。地域住民一般がもつ、社会資源の貧困さ（中略）が、知的障害者にもあらわれた問題でもあろう」（峰島2000：62）と述べているように、地域支援システムは知的障害者及びグループホームを基点としつつも、地域福祉全般の課題であると言って良い。地域住民とグループホームの関係性やそこから生じる課題等については、別の機会に検討することとしたい。

## VI. 結論

本稿では、わが国におけるグループホームの法制度上の位置づけとその役割と機能、支援実践における課題を明らかにし、知的障害者の多様な形態による地域居住を実現するためにグループホームが担うべき役割を考察した。

わが国におけるグループホームは、「入所施設ではない地域生活の場」として制度化されたものの、入所施設不足の補完と福祉関連予算の縮小という意図を含んでいた。そのため、入所施設と一線を画す「普通」の感覚を持ち、尚且つ人件費を抑制できる非専門職の世話人が、グループホームにおける支援展開を担うこととなった。しかし、世話人は多くの場合1人で利用者のあらゆる生活場面において支援を行うことから、夜間や緊急時にバックアップを行う施設・専門職の存在が不可欠となった。入所施設の大規模・多機能性に対し、グループホームの小規模・小機能性が、障害者が地域と関わりながら暮らすことを可能にするが、小規模であるがゆえに、バックアップ施設たる入所施設の影響下から完全に逃れることが難しいというジレンマが存在しているのである。

また、グループホームにおける支援が、ホームにおける生活の支援にとどまっており、単身生活や結婚生活等の多様な地域居住の形態に展開していく支援が十分ではないことが明らかになった。

こうした課題を克服するためには、グループホームが単なる「地域における居住の場」として、そこでの主体的生活の実現・充実を目的とした支援を提供するだけでなく、グループホーム以外の地域居住の形態への移行を目指す通過施設としての役割を担う必要がある。グループホームが地域の社会資源の活用や開拓、ひいては地域支援システムの構築を行うことが、グループホーム以外の居住形態への拡がりを可能にし、また、バックアップ施設からの独立性を確保することにもなるのである。

## 注

- 1) 現在のグループホームは、身体・知的・精神のいわゆる3障害を対象としているが、2005（平成17）年当時、約128,000人の知的障害者が施設入所していたのに対し、身体障害者は約47,000人と大幅に少なく、また、2009（平成21）年度末のグループホーム・ケアホーム利用者（約4.8万人）の内、精神障害者は25.8%（1.2万人）であることから、現時点における地域生活移行の中心は知的障害者であると考えられる。
- 2) いずれも各年度末（3月）の自立支援給付実績（国保連データ速報値）。精神障害者を含む。
- 3) 「心身障害児家庭奉仕員事業」は、当初その派遣対象を「重度の心身障害のため日常生活を営むのに著しく支障がある心身障害児（18歳以上の精神薄弱者及び重症心身障害者を含む。以下同じ。）の属する低所得の家庭であって、その家族が当該心身障害児の介護を行なうことが困難な状況にある場合」としており、家族が介護可能である（と思われる）家庭をも含む広範な制度では決してなかった。それは「生活困難を抱えた『特別な』世帯に対するもの」（橋本2007：47）であって、当時既に欧米諸国を席卷していたノーマライゼーション思想の実践とは到底言い難いものであった。
- 4) 1997年中央社会福祉審議会に社会福祉基礎構造改革分科会が設置され、1998年に「社会福祉基礎構造改革について（中間まとめ）」及び「社会福祉基礎構造改革の実施について（追加意見）」、1989年に「今後の障害保健福祉施策の在り方について」がそれぞれ提出された。更に、1999年には中央児童福祉審議会障害福祉部会による「今後の知的障害者・障害児施策の在り方について」が提言されている。

## 文献

- 船本淑恵（2003）「文献レビューからみる知的障害者地域生活援助事業（グループホーム）研究の課題」『龍谷大学大学院研究紀要 社会学・社会福祉学』11, 3-16.
- 古井 克憲（2007）「重度知的障害者の居住支援：パーソン・センタード・プランニングにアクティブサポートモデルを導入したグループホームにおける支援」『社会福祉学』48(2), 92-105.
- 蜂谷俊隆（2004）「日本の知的障害者福祉における脱施設化の可能性—施設化の過程と、脱施設化の行きつまるの過程から」『大阪人間科学大学紀要』3, 25-34.
- 橋本真奈美（2007）「自立生活障害者の地域生活を支えるヘルパーに求められる障害者観

- ーヘルパーが持つ可能性と困難・『社会モデル』と『医学モデル』『社会関係研究』13(1), 43-74.
- 平尾竜一 (2006) 「知的障害者の地域生活移行に係る実際的支援のあり方についての一考察ー兵庫県西播磨圏域のKグループホームにおける運営を中心に」『静岡福祉大学紀要』2, 82-84.
- 本田隆光 (2000) 「知的障害者のグループホーム利用者の意識調査」『いわき明星大学人文学部研究紀要』13, 144-160.
- 井上照美, 岡田進一 (2007) 「知的障害者入所施設の歴史的課題の検討ー知的障害者の「地域移行」に焦点をあてて」『生活科学研究誌』6, 1-15.
- 岩崎夏奈 (2005) 「わが国における知的障害者グループホームの実態と課題」『皇學館大学社会福祉論集』8, 101-107.
- 河東田博 (2004) 「知的しょうがいをもつ人々の入所施設から地域の住まいへの移行に関する研究ースウェーデン・イギリス・ドイツ・日本における実態調査を抛り所に」『コミュニティ福祉学部紀要』(立教大学) 6, 1-16.
- 金 文華 (2002) 「知的障害者の地域生活の現状と課題ー单身・結婚生活者を中心に」『社会事業研究』41, 127-129.
- 小松聖司 (2002) 「知的障害者グループホーム・生活ホームにおける支援に関する研究」『社会福祉学』42(2), 106-117.
- 小松聖司 (2004) 「知的障害をもつ人の地域生活の質的向上において支援者に求められるものとはー知的障害をもつ人のグループホーム・生活ホームへの地域移行を通して」『社会事業研究』43, 212-215.
- 厚生労働省 (2006) 「平成17年知的障害児(者)基礎調査」  
(<http://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/titeki/index.html>, 2010.09.06).
- 厚生労働省 (2008) 「第39回社会保障審議会資料」  
(<http://www.mhlw.go.jp/shingi/2008/09/dl/s0924-9b.pdf>, 2010.09.06).
- 厚生労働省 (2010) 「障害福祉サービスの利用等について」  
(<http://www.mhlw.go.jp/bunya/shougaihoken/toukei/dl/01.pdf>, 2010.12.03).
- 京林由季子・小出博史 (2005) 「T県における知的障害者グループホームからの転居者の実態」『宇都宮大学教育学部紀要 第1部』55, 51-59.
- 松永千恵子 (2007) 「S県グループホーム・生活ホームからの転居者に関する生活支援の研究ー世話人および関係者への聞き取り調査をもとに」『社会事業研究』46, 203-208.
- 峰島 厚 (2000) 「知的障害者のグループホーム実態調査研究(2)ー社会福祉法人ゆたか福祉会・グループホーム利用者の経済生活を中心に」『愛知江南短期大学 紀要』29, 51-63.
- 峰島 厚 (2003) 「障害者福祉分野で進行する"脱施設化"政策の動向に関する批判的検討ー「障害者基本計画」における知的障害者の地域生活移行施策の本質と問題」『立命館産業社会論集』39(2), 1-17.
- 三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社政策研究事業本部 (2008) 『平成19年度障害者保健福祉推進事業補助金(障害者自立支援調査研究プロジェクト)地域における障害者の支援方策に係る調査研究報告書』
- 宮本秀樹 (2009) 「障害者グループホーム・ケアホームの世話人にかかる『専門性』に関する一考察」『コミュニティ振興研究』9, 125-135.

- 西村愛（2007）「『親亡き後』の問題を再考する」『保健福祉学研究』5, 75-91.
- 小田 史（2003）「知的障害者グループホームにおける生活援助」『創発：大阪健康福祉短期大学紀要』創刊号, 21-32.
- 大塚良一（2010）「知的障害者地域移行ホームに伴う問題点と課題ーグループホーム利用者インタビューから」『武蔵野短期大学研究紀要』24, 127-136.
- 定藤丈弘・泉 千瀬・二文字理明ほか（1995）「知的障害者の地域生活の現状と課題ー家族同居者とグループホーム居住者との比較研究」『社会福祉教育年報』16, 87-102.
- 佐藤久夫・小澤温（2010）『障害者福祉の世界 第4版』有斐閣.
- 武市敏孝（2005）「知的障害者の地域生活を支える援助体制について：入所施設利用申請者の申請事由分析」『発達障害研究』26(4), 268-278.
- 田中 清（2006）「知的障害者グループホームにおける援助実践に関する研究」『佛教大學大大学院紀要』34, 195-209.
- 田中智子（2009）「知的障害者の暮らす権利とグループホームの役割」『福祉教育開発センター紀要』（佛教大学）6, 1-22.
- 寺本晃久（2008）「あとがきー『お決まり』から抜け出す」寺本晃久・末永弘・岡部耕典ほか『良い支援』生活書院.
- 寺島正博（2010）「知的障害者グループホーム利用者と地域住民の交流に対する意義と促進要因の研究ー地域住民と知的障害者グループホーム従事者のインタビュー調査から」『社会科学論集』2, 95-108.
- 津田耕一・矢島志津江（2001）「知的障害者グループホームの現状と課題に関する研究ー実態調査の分析」『関西福祉科学大学紀要』4, 41-63.
- 角田慰子（2009）「日本の知的障害者グループホーム構想にみる『脱施設化』の特質と矛盾」『特殊教育学研究』47（4）, 201-212.
- 角田慰子・池田由紀江（2002）「知的障害者のライフスタイル満足度に関する研究ー居住形態からの検討」『発達障害研究』24(2), 230-240.
- 薬師寺明子・渡辺勸持（2007）「『本人主体を志向した支援』における促進要因と阻害要因ー知的障害者グループホーム世話人を対象として」『社会福祉学』48(2), 55-67.
- 柚木 馥（2002）「知的障害者グループホームの課題と実践ーぶなの木開所後1年8ヶ月の取組み」『岐阜大学教育学部障害児教育実践センター年報』9, 69-98.



## The Roles of Group Homes to Realize Diverse Forms of Community Life for The Intellectually Disabled

– The Study of Documents on The Structural Contradiction Resulting from  
The Establishment of The Group Home System and Its Solutions

Hiromi HORIUCHI

This study explains the process of establishing the group home system, the functions and roles of group homes, and their current state, based on existing research. It then reviews the roles of group homes required to enable people with intellectual disabilities to have diverse forms of community life. It is thereby shown that the group home system in Japan, introduced in order to supplement a shortage of residential institutions and reduce the welfare budget, has resulted in a structural contradiction that group homes, despite being the place of community life, require the provision of backup facilities and become inseparable from the residential institutions. It is also made clear that their support is only within group homes and is inadequate for development to diverse forms of community life such as living alone and married life. To resolve these issues, it is suggested that group homes should take the responsibility as intermediate facilities for transition to community life outside group homes by establishing a community support system as well as utilizing and developing social resources in the local community.

Key Words : Community support system, Forms of living , Living alone,  
Backup facilities